

令和3年度第2回東松島市総合教育会議

日 時 令和4年3月24日（木）

午後4時から

場 所 東松島市役所 301会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ 東松島市長 渥 美 巖

3 議題

(1) 報告事項

- ①令和4年度教育関係事業について
- ②小中学校の2学期制導入について
- ③新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

(2) 協議事項

- ①東松島市「子ども宣言2021」を受けた取組みについて
(小中学校が連携したデジタルメディアコントロール(東松島ルール)について)
- ②東松島市子どもの笑顔と生きる力を育む基本条例について

(3) その他

4 閉会あいさつ 東松島市教育委員会教育長 志小田 美弘

5 閉会

出席者名簿

No.	役 職 名	氏 名
1	市 長	渥 美 巖
2	教 育 長	志小田 美 弘
3	教 育 委 員 (教育長職務代理者)	木 村 和 彦
4	教 育 委 員	福 田 ゆかり
5	教 育 委 員	鹿 野 あい子
6	教 育 委 員	松 岡 勝 久

【教育委員会部局】

No.	役 職 名	氏 名
1	教育部長	小 山 哲 哉
2	学校教育管理監	相 沢 進
3	教育総務課長	八 木 繁 一
4	生涯学習課長	樋 熊 利 将
5	教育総務課指導主事	尾 形 知 明
6	教育総務課学校教育指導員	安 倍 良 博
7	教育総務課長補佐	千 葉 純 一
8	教育総務課教育総務係長	木 村 薫

【市長部局】

No.	役 職 名	氏 名
1	副市長	小 山 修
2	総務部長	高 橋 義 則
3	保健福祉部長	佐々木 寿 晴
4	子育て支援課長	大 槻 敦
5	健康推進課長	片 倉 義 和
6	子育て支援課技術主幹兼保健師	秋 山 幸 恵
7	総務課長	勝 又 啓 普
8	総務課長補佐	高 野 裕 行
9	総務課秘書広報係長	柴 田 やす子

令和4年度教育関係事業について

1 ハード事業

- (1)赤井小学校 講堂改築事業 257,010 千円
(R4~5 年度事業 総事業費 641,600 千円)
・RC造平屋建 延べ面積 736 m²
講堂、ステージ、放送室、器具庫、更衣室、備蓄倉庫 ほか
- (2)大曲小学校 校舎改築事業(設計) 17,586 千円
(R3~4 年度設計 総額 28,410 千円)
・RC造3階建 延べ面積 約 4,100 m²
普通教室(12)、支援教室、小人数教室、特別教室、会議室、校長室、職員室 ほか
・改築工事費 約 23 億円 (工事期間 令和6~7年度)
- (3)大曲小学校 放課後児童クラブ建設事業 136,860 千円
・木造2階建 延べ面積 417 m²
児童ホール 2 部屋、休養室 2 部屋 ほか
- (4)矢本第一中学校 プール改築事業 251,760 千円
(R3~4 年度事業 総事業費 253,300 千円)
・ステンレス製(25m×16m 水深 1.1~1.3m 8コース)
更衣室、トイレ、機械室 ほか
- (5)矢本第一中学校 校庭整備事業 98,727 千円
・グラウンド整備工事 一式
暗渠排水管、排水側溝、集水ます、メッシュフェンス ほか
- (6)奥松島縄文村歴史資料館 災害復旧事業 31,250 千円
(R3~4 年度事業 総事業費 50,202 千円)
・地盤沈下による給排水設備復旧工事、床・壁亀裂復旧工事 ほか
- (7)社会体育施設整備事業
・矢本運動公園テニスコート改修工事 200,000 千円
整備面積 2,800 m²、砂入り人工芝コート(4面)、LED ナイター照明(6基) ほか
・矢本運動公園体育館(武道館)改築工事実施設計業務委託料 9,500 千円
・奥松島運動公園多目的運動場ナイター照明設備設置工事 10,000 千円
・鷹来の森運動公園スケートボードパーク測量調査設計業務委託料 7,170 千円
整備面積 1,000 m²程度、初心者から中級者向け

- (8)新型コロナウイルス感染症対策衛生環境改善事業 18,900 千円
- ・校舎網戸設置工事・・・矢本 東小、矢本西小、赤井小、矢本一中、矢本二中
 - ・トイレ洋式化工事(武道館)・・・矢本一中、矢本二中

2 ソフト事業

- (1)学力向上推進事業 11,309 千円
- ・学力向上推進委員会の開催。教師塾等の教員研修会の実施。
 - ・教科教育指導員を小学校担当 2 人、中学校担当 1 人配置(2 人→3 人)。
 - ・標準学力調査(4 月、12 月)実施。
小学校:国語・算数・理科／中学校:国語・数学・英語・理科
※理科・・・小 6、中 3 の 4 月のみ実施
 - ・タブレットドリルの活用。 小学校:算数／中学校:数学・英語
- (2)小中学校連携教育推進事業 283 千円
- ・子ども未来サミットの開催
 - ・校種間ギャップを見通した指導(幼保小連携・小小連携・小中連携)
 - ・先進地視察
- (3)小中学校語学指導(ALT)事業 23,100 千円
- ・英語教育、外国語活動、国際理解教育における指導 ほか
 - ・小中学校に5人配置
- (4)特別支援教育事業 43,714 千円
- ・特別支援教育支援員(28 人→30 人)の配置。(小 24 人、中 6 人)
 - ・ことばの教室への通級指導
 - ・特別支援コーディネーター等連絡協議会・研修会の開催
- (5)子どもの心のケアハウス運営事業 22,025 千円
- ・相談業務、学習支援、学校復帰に向けた適応指導 ほか
 - ・不登校相談員(3 人)の配置
 - ・学校巡回相談員(3 人)の配置
- (6)いじめ・不登校対策事業 7,149 千円
- ・スクールカウンセラーの派遣(県事業)
 - ・学校教育支援員(2 人)の配置
- (7)新型コロナウイルス感染症対策事業 3,230 千円
- ・消毒液、ゴム手袋、石鹼等消耗品購入

小中学校の2学期制導入について

東松島市立小・中学校は令和4年4月から2学期制に移行します

東松島市では、新学習指導要領の趣旨に則って、教育課程の更なる充実と改善を図るとともに、豊かな心の育成と確かな学力の向上を目指して、「2学期制」を導入します。

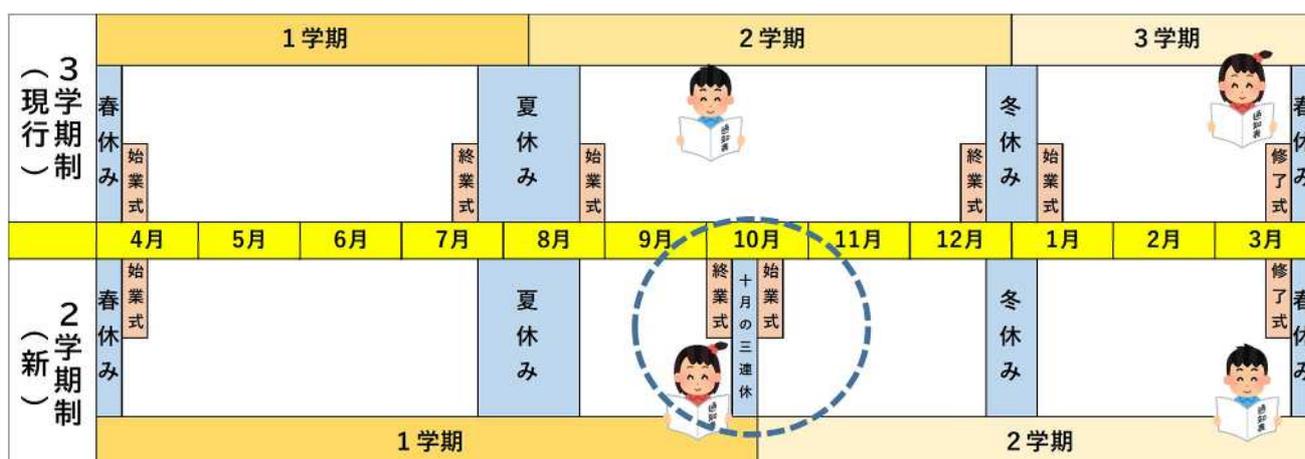
2学期制導入のねらい

2学期制の特性を生かし子供の成長と学力の保障を目指します

2学期制とは・・・ 1年間を2つの学期（1学期・2学期）に分ける制度です。

○年間の授業日数はこれまでの3学期制と同じです。

○長期休業日（夏休み等）の日数・時期も3学期制と同じです。



※1学期終業式と2学期始業式について

○1学期は、4月1日～10月第2月曜日まで。2学期は、10月第2月曜日の翌日から翌年の3月31日まで。

○1学期終業式と2学期始業式の間、「スポーツの日」を含む3連休をはさむ。

2学期制導入のメリット

- ①授業時数に余裕が生まれます。
(始業式と終業式が1回ずつ減少、長期休業前後も6時間授業が可能)
- ②1つの学期が長いので、学校行事を効果的に配置することができます。
- ③7月と12月にゆとりが生まれ、子供たちも教師も落ち着いて授業に取り組めます。
- ④中学校では、11月～12月に進路指導に一層力を注ぐことができます。
- ⑤長期休業期間を学習の過程に位置付けて、児童生徒の学習意欲を喚起したり個別指導したりすることができます。また、その評価を加味した適正な評価を通信票に反映させることができます。

「2学期制に関するQ&A」

Q 1 授業日数、授業時間はどうなりますか？

年間の授業日数は、これまでと同じです。年間の授業時数は、終業式や始業式などの時間を授業に充てることのできるため、今までよりも多くなります。それにより長期休業の直前まで授業が行えるので、十分に時間をかけて丁寧に学習を進めることができます。



Q 2 2学期制はどの程度実施されていますか？

宮城県内では、県立中学校の他、仙台市を含めた36市町村のうち15市町村の小中学校で実施されています。

Q 3 学校生活は2学期制でどう変わるのですか？

1学期前半の学習や学校での様子については、面談等の機会を設けてお知らせするなど、各学校で工夫していきます。また、児童生徒の学習の様子をその都度評価し、その結果を児童生徒にしっかりと伝え、振り返りを行いながら次の目標をもたせることで、自己肯定感を高めていきたいと考えています。

また、年間の行事の設定については、学校ごとに違いがあり、各学校で十分検討した上で決定していくことになります。



Q 4 高校入試の調査書への影響はありませんか？

一般的に高校入試に関わる事務(調査書の作成等)は、例年11月から12月初旬の三者面談(進路相談)後、11月下旬から12月中旬にかけて始まります。これは、学年末評価と分けて評価・作成しているため、2学期制・3学期制の違いによる影響はありません。

2学期制に移行すると、進路相談の時期にこれまで以上に生徒や保護者との綿密な進路相談が可能になります。



Q 5 中総体等への行事の影響はありませんか？

宮城県内ではすでに多くの市町が2学期制に移行しており、今後も広く移行していくことが予想されます。仙台市では、全国的にも早い時期に2学期制に移行していますが、中総体等は問題なく実施されてきました。中学校の対外行事関係についても、同一歩調で進めることが容易になると考えられます。



Q 6 子供たちに、とまどいが起こったりするのではないですか？



2学期制に移行することでは、なにか大変な変化が起こるのではというイメージがあるようですが、そんなに大きな変化が起こるわけではありません。

3学期制から2学期制になって起こる変化は、始業式と終業式の回数が減ることです。はじめは慣れないかもしれませんが、困ったり、とまどったりするようなことはありません。

授業を受けることやその他の学校での活動において、大きな変化はほとんどありません。むしろ、長期休業前（夏休み前、冬休み前）の学習活動や中学校の部活動などは、通常通りの形で指導できるようになります。

Q 7 3学期制に何か問題があったのですか？

3学期制は、日本の気候や風土にあった伝統ある制度で、長く子供たち・保護者・教師に浸透してきました。

現在の学校の状況として、

- ①週5日制に伴い教師の業務量が多忙化している
- ②子供とふれ合う時間をさらに確保したい
- ③現在の3学期の授業日数が50日程度で、評価期間が短いなどの課題が挙げられています。

2学期制を導入することにより、これらの課題の解決を図ることが可能となります。



新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

1 感染防止・感染拡大防止について

- (1) 密集の回避、手洗い励行、マスクの正しい着用、常時換気 等
- ・基本的な感染症対策（感染源を絶つ、感染経路を絶つ、抵抗力を高める）の実施
 - ・健康観察の徹底 → 発熱、のどの痛み、咳症状等が見られた場合は速やかに家庭連絡し早退
 - ・日常の消毒
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合は、自宅で療養するよう家庭に繰り返し周知（学校便り等）
- (2) 春休みに向けた家庭との連携強化（家族を含めた体調管理と迅速な情報共有の依頼）
- ・緊急用電話番号の周知（学校便り春休み号等の活用）
 - ・PCR 検査、抗原検査、ID NOW 等に係る情報は、その日のうちに学校に連絡することの周知
 - ・学校から市教委への連絡体制の確認（異動時期に伴う体制整備）

2 学級閉鎖（学年閉鎖・臨時休校）や出席停止児童生徒への対応について

- (1) タブレット端末の週末持ち帰り
- ・長期休業期間、家庭への持ち帰りを全ての学校で実施
 - ・現在、毎週末に持ち帰りを実施し、休校時におけるオンライン学習に備えた準備
- (2) 陽性者や自宅待機者に係る対応オンラインによる教育活動の保障 等
- ・すべての小中学校でオンライン学習に向けた事前準備を実施（市主催の研修会、校内でのリモート授業、GIGA スクールサポーターによる校内研修 等）
 - ・待機期間終了後の対応 → 授業中の個別指導や放課後の指導等による学習保障
- (3) オンライン学習の実際（コロナに係る学習）

【共通の課題】

- ・課題を基にしたリモート授業
- ・漢字練習
- ・音読
- ・算数の学習
- ・タブレットドリル
- ・ポプラ社 motto sokka
- ・NHK for school 等

<臨時休校の措置をとった学校の例>

- ①矢本一中 → 私立高校受験に向けた学習、classroom で生徒の質問に対する対応
- ②矢本東小 → 1日3回程度の配信（朝の会、進捗状況の把握、1日の振り返り）
- ③赤井小 → 放課後の個別支援
- ④大塩小 → classroom を活用した5時間授業

- ・1校時 国語（外国のことを紹介しよう） jamboard を活用した調べたいことの分類
- ・2校時 算数（タブレットドリル）
- ・3～4校時 図工（空気容器の変身～下絵描き）
- ・5校時 総合（大豆を使った学習のまとめ） スライドを活用した資料づくり ※共同編集

<臨時休校の措置をとっていないが、自宅待機の児童生徒への対応例>

- ・オンライン授業の配信（黒板の映像中心、担任の声を配信）

3 部活動について（石巻地区中学校長会の申し合わせ事項）

- ・2月1日（火）から3月13日（日）まで部活動を原則自粛（3月14日から校内で再開）

5歳以上11歳以下の1・2回目のワクチン接種について

1 接種券の発送について

- (1) 接種券は、平成22年3月1日から平成29年2月28日までに生まれた方に3月2日に発送しています。
- (2) 平成29年3月1日以降に生まれた方には、5歳の誕生日を迎えた翌月上旬に接種券を発送します。

2 接種場所及び予約方法について

- (1) 5歳から8歳の方は、次の①の医療機関（小児科等）での個別接種または③の集団接種（会場：石巻赤十字病院）で実施します。
- (2) 9歳から11歳の方は、次の①の医療機関（小児科等）または②の医療機関（内科）での個別接種で実施します。ただし、9歳から11歳の方でも重症化リスクの高い基礎疾患（※）を有する方、主治医から石巻赤十字病院での接種を勧められた方および過去に重いアレルギー症状（アナフィラキシー等）を起こした方は、集団接種で接種できます。該当する方は、東松島市ワクチン接種予約センター（☎0120-225-775）に問い合わせください。
- (3) 予約については、接種券が届いた方から受け付けます。なお、東松島市ワクチン接種予約センターへの電話予約は、混雑が予想されるため、ウェブ予約サイトからの申し込みを推奨します。

①医療機関（小児科等）

医療機関名	予約先電話番号等
真壁病院	■東松島市ワクチン接種予約センター ☎0120-225-775 （フリーダイヤル） 受付時間：9時～18時 （土・日曜、祝日も対応） ウェブ予約サイト https://jump.mrso.jp/042145
あいかわ小児クリニック(石巻市)	
おおば小児クリニック(石巻市)	
中山こどもクリニック(石巻市)	
阿部こどもクリニック(石巻市)	
佐久間眼科小児科医院(石巻市)	
ものうファミリークリニック(石巻市)	
やもと内科クリニック(※接種開始は4月1日以降)	98-3260



予約サイト

②医療機関（内科）

医療機関名	予約先電話番号等
ししど内科クリニック(※接種開始は4月4日以降)	■東松島市ワクチン接種予約センター (詳細は上記と同じ)
イオンタウン矢本内科(※接種開始は4月8日以降)	24-6119
石垣クリニック内科・循環器科(※接種開始は4月2日以降)	83-7070

③集団接種（会場：石巻赤十字病院）

日程	1回目接種	2回目接種	時間	予約先電話番号等
A	3月27日(日)	4月17日(日)	9時～13時	■東松島市ワクチン接種予約センター （詳細は①医療機関（小児科等）と同じ）
B	4月2日(土)	4月23日(土)		
C	4月3日(日)	4月24日(日)		
D	5月7日(土)	5月28日(土)		
E	5月8日(日)	5月29日(日)		
F	5月15日(日)	6月5日(日)		

石巻赤十字病院に車でお越しの場合は、一般駐車場（有料）を利用ください。

※重症化リスクの高い基礎疾患は次のとおりです。

接種に当たっては、事前に主治医に相談してください。

- ①慢性呼吸器疾患
- ②慢性心疾患
- ③慢性腎疾患
- ④神経疾患・神経筋疾患
- ⑤血液疾患
- ⑥糖尿病・代謝性疾患
- ⑦悪性腫瘍
- ⑧関節リウマチ・膠原病
- ⑨内分泌疾患
- ⑩消化器疾患・肝疾患等
- ⑪先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
- ⑫その他小児領域の疾患等
- ⑬海外での長期滞在を予定するもの

3 注意事項

- (1) 接種には、保護者の同意が必要です。保護者が接種券等に同封した説明書をよく読み、接種を希望する場合、予診票の署名欄に保護者が署名してください。
- (2) また、接種の際は、必ず保護者が同伴してください。やむを得ず祖父母等が同伴する場合は、保護者の委任状が必要です。委任状は、市ホームページからダウンロードできます。
- (3) 1回目の接種から3週間の間隔を空けて2回目の接種をする必要があります。忘れずに2回目の接種を受けてください。
- (4) 他の予防接種を行う場合は、新型コロナワクチンの接種前後に原則として2週間の間隔を空ける必要がありますのでご注意ください。

「小・中学校の令和4年度児童生徒数」について

市内小・中学校の令和4年度児童生徒数は、下記のとおりです。

記

1 児童生徒数（全体）について

（単位：人）

	学 校 名	児 童 生 徒 数		
		令和3年度	令和4年度	増減
小 学 校	矢 本 東	483	466	▲17
	矢 本 西	321	317	▲4
	大 曲	264	265	1
	大 塩	121	105	▲16
	赤 井	149	146	▲3
	赤 井 南	291	292	1
	鳴瀬桜華	268	266	▲2
	宮野森	130	134	4
	小 計	2,027	1,991	▲36
中 学 校	矢本第一	517	488	▲29
	矢本第二	344	346	2
	鳴瀬未来	196	194	▲2
	小 計	1,057	1,028	▲29
合 計	3,084	3,019	▲65	

※令和4年度の児童生徒数については、令和4年3月1日時点の見込みです。

(参考)

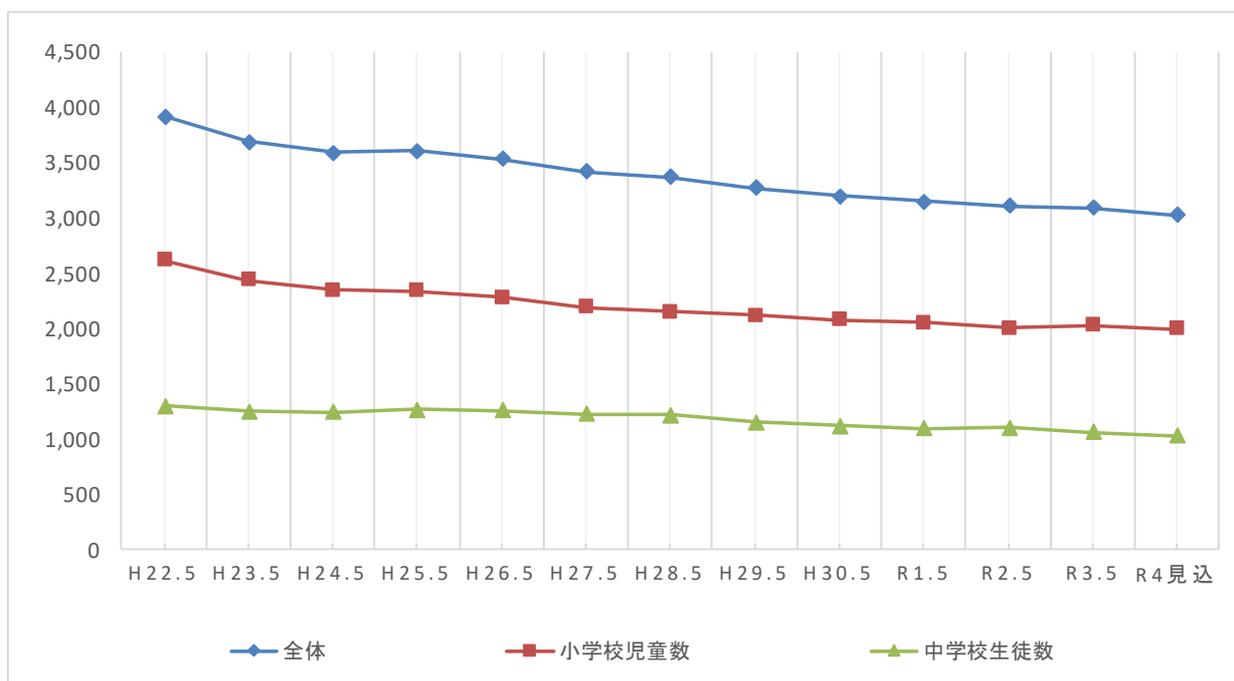
東松島市立小中学校児童生徒数の推移(平成22年度～令和4年度見込)

(単位:人)

基準日	全体	小学校児童数	中学校生徒数
H22.5	3,913	2,614	1,299
H23.5	3,685	2,435	1,250
H24.5	3,586	2,344	1,242
H25.5	3,603	2,338	1,265
H26.5	3,531	2,275	1,256
H27.5	3,411	2,187	1,224
H28.5	3,360	2,146	1,214
H29.5	3,268	2,116	1,152
H30.5	3,193	2,076	1,117
R1.5	3,143	2,052	1,091
R2.5	3,103	2,000	1,103
R3.5	3,084	2,027	1,057
R4見込	3,019	1,991	1,028

※基準日は、各年度5月1日時点の数

※基準日は、R4見込は3月1日時点の見込数



東松島市「子ども宣言 2021」を受けた取組みについて

◎小・中学校が連携したデジタルメディア・コントロールチャレンジ (東松島ルール) について

1 「東松島市子ども宣言 2021」の制定について

令和2年7月の第1回「東松島市子ども未来サミット」における「デジタルメディア・コントロール」の各学校での取組をさらに進め、東松島市のすべての小・中学校が思いを一つにするために児童・生徒の代表が話し合い、令和3年7月の第2回「東松島市子ども未来サミット」において「子ども宣言 2021」を制定した。

東松島市「子ども宣言 2021」

わたしたちは、このまちの子どもとして、豊かな自然や人の温かさにふれ、デジタルメディアとの関わり方を考え、健康的な生活を送るために宣言します。

<デジタルメディア・コントロール3本柱>

時間・情報・健康

- | | | |
|--------|---|--------------------------------|
| ひ | … | 人との交流をふかめて、デジタルメディア・コントロールをしよう |
| (時間) が | … | 学習や好きなこと、家族とのだんらんの時間を大切にしよう |
| (情報) ま | … | マナーを守り、個人情報管理しよう |
| (健康) つ | … | 使い方を考え、食事やすいみんをしっかりとろう |

(令和3年7月31日制定)

2 「東松島市子ども宣言 2021」を受けた各学校や中学校区の取組について

「東松島市子ども宣言 2021」を受けて、各学校や各中学校区では児童会、生徒会が中心となり全校への周知や啓発等に具体的に取組んだ。

<具体の取組例>

小学校の取組例

- ・各クラスや校内における「子ども宣言 2021」の掲示、ポスターや放送等での呼び掛け
→デジタルメディア・コントロールの意識付け
- ・「デジタルメディア・コントロール」に関する取組についての全校での話し合い、振り返り
→「メディアコントロールチェックシート」などを活用した共通理解・共通行動
→目標の設定、委員会活動による啓発活動：主体的な取組へ
- ・デジタルメディア・コントロールで空いた時間の活用についての話し合い
→「学習や好きなこと、家族との団らん」など時間の使い方のよさへの気付き

中学校の取組例

- ・「子ども宣言2021」の共有

 - 子ども未来サミットの報告会の実施：共通理解・共通行動

- ・生徒会による「ノーメディアデー」を設定

 - デジタルメディア・コントロールの啓発活動：主体的な取組へ

- ・読書活動の充実

 - 情報委員会による読書キャンペーンの企画：デジタルメディア・コントロールで生まれた時間の活用

中学校区としての取組例（小・中連携による取組）

- ・小・中合同デジタルメディア・コントロール週間の設定

 - 中学校の定期考査時期に合わせ、小中合同で実施

 - 内容については各校の児童会・生徒会で検討：主体的な取組へ

3 「デジタルメディア・コントロールチャレンジ(東松島ルール)」に向けた取組について

- ・ 「東松島市子ども宣言2021」をさらに具体化させ、これまでの各学校や各中学校区での取組をさらに発展させ、東松島市の小中学生がみんなで取り組めるような「デジタルメディア・コントロールチャレンジ（東松島ルール）」の作成を目指して取り組んでいる。

- ・ 各学校の児童会や生徒会での話合い → 各中学校区での話合い → 各中学校区代表による話合いにより、別紙の原案を作成した。

東松島市子どもの笑顔と生きる力を育む基本条例逐条解説

【条例制定の趣旨】

「地域全体で支える学びと子育て環境の充実」を基本理念（第2次総合計画後期基本計画）として掲げ、「子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち」及び「次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち」のまちづくりの方向性に沿って施策を積極的に推進し、子ども・子育てについて、効果的な支援を継続的に図るため関係する条例を制定するものです。制定により、SDGs未来都市の趣旨に沿い、住み続けられ持続・発展する東松島市の実現を目指すものです。

目次

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 基本的な施策等（第9条－第15条）

第3章 子どもを大切にしまちづくりの推進（第16条－第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、東松島市の子ども・子育て支援に関して、基本理念を定め、市、保護者、学校等関係機関、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域社会の将来を担う構成員である子どもの笑顔と生きる力を育み、かつ、市民が安心して子どもを生み、育てることができる環境整備を図り、もって、SDGs未来都市の趣旨に沿って、住み続けられ持続発展する東松島市の実現に資することを目的とします。

【解説】

◎この条例を定める目的についての条文です。

◎本条例の目指す最終目的は、「まちの宝である子どもの笑顔と生きる力を育み、また、市民が安心して子どもを生み、育てることができる環境整備を行うことによって、SDGs未来都市の趣旨に沿って、住み続けられ持続発展するまちになること」です。

◎上記の目的を達成するために、本条例では、基本となる理念や市をはじめとする関係者が子ども・子育てに積極的に関わっていくためにそれぞれが担うべき役割、さらに、子ども子育て支援を推進するために市等が取り組むべき施策の基本となる事項を定めています。

(定義)

第2条 この条例において、「子ども・子育て支援」とは、子どもが教育の機会を確保され、地域社会の一員として健やかに成長するとともに、市民が安心して子どもを生み、育てることができるための施策や取組をいいます。

2 この条例において、「子ども」とは、おおむね18歳未満の者をいい、子ども・子育て支援に関する施策の対象となる子どもの範囲は、次条の基本理念に沿って施策ごとに定めるものとします。

3 この条例において、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいい、子ども・子育て支援に関する施策の対象となる保護者の範囲は、次条の基本理念に沿って施策ごとに定めるものとします。

4 この条例において、「学校等関係機関」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校及び中学校等の関係機関をいいます。

5 この条例において、「市民」とは、市内に居住又は市内に勤務、通学する者及び市内で活動する個人、法人若しくは団体をいいます。

6 この条例において、「事業者」とは、市内において事業活動を行う個人及び法人、団体をいいます。

【解説】

◎この条例における用語の意味を明らかにしている条文です。

◎第1項では、「子ども・子育て支援」について明らかにしています。子ども・子育て支援については、子ども・子育て支援法第7条第1号において定義されています。子どもの健やかな成長のためには、子どもの権利を尊重するとともに、官民を問わず、社会全体として支援していくことを表しています。

◎第2項では、「子ども」について明らかにしています。子どもには、様々な定義がありますが、児童福祉法や児童の権利に関する条約等に準じて「18歳未満の者」と規定しています。また、原則高校生までを対

象者と捉え、在学中に18歳に達した者も含めることから、「おおむね18歳未満」と規定しています。

- ◎第3項では、「保護者」について明らかにしています。親や、親に代わり子どもを監護する者を保護者としています。
- ◎第4項では、「学校等関係機関」について明らかにしています。学校等関係機関とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所等の児童福祉施設や、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校及び中学校等の学校、その他、放課後児童健全育成事業施設（放課後児童クラブ）、地域子育て支援拠点施設といった、市内にある子どもが育ち、学ぶための施設をいいます。
- ◎第5項では、「市民」について明らかにしています。「市民」とは、市内に住む人、市内で働く人、市内の学校等に通い学ぶ人、市内の地縁組織、各種団体やこれらに属する人をいいます。
- ◎第6項では、「事業者」について明らかにしています。「事業者」とは、市内で事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

（基本理念）

第3条 本市の子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念とします。

- (1) 全ての子どもは、かけがえのない宝であり、現在を生き、地域及び社会の将来を担う人として尊重されること。
- (2) 全ての子ども及び保護者は、子ども・子育て支援を必要に応じで受けることができること。
- (3) 保護者は、子育てについての第一義的責任を有すること。
- (4) 市、学校等関係機関、市民及び事業者は、相互に連携・協力して、子ども・子育て支援に取り組むこと。

【解説】

- ◎目的の実現に当たって、拠り所とする根本的な考え方を基本理念として示しています。
- ◎子育て支援を進める上で重要なことは、何よりも健やかな成長と自立が図られることであり、そのためには子どもの人権が尊重されることが重要です。子どもの権利とは、児童の権利に関する条約（日本では平成6年に批准しました）に定められている「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利のことであり、誰もが生まれながらに持っている基本的人権です。

- ◎児童福祉法第2条では、「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う」と規定しています。
- ◎子どもの健やかな育ちを支えるためには、子どもに関わる全ての人がそれぞれの立場から、その特性を活かしながら協力し、取り組む必要があります。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に沿って、子ども・子育て支援に関する施策を実施するものとします。

2 市は、国・宮城県、学校等関係機関、市民、事業者等と連携・協力して、子ども・子育て支援に関する施策を推進します。

【解説】

- ◎市の役割について、明らかにしています。
- ◎本条例で定める施策を推進していく上で、行政として市が果たすべき役割を定めています。しかし、市単独でできることは限られているため、他の主体や関係機関等との連携及び協働という視点も必要になります。第5条から第8条に規定する各主体が、それぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うことが必要です。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念に沿って、深い愛情をもって子どもを健やかに育てよう努めるものとします。

【解説】

- ◎保護者の役割について、明らかにしています。
- ◎保護者は、子どもの養育と成長について、最も重要な責任を有していることを自覚し、責任をもって子どもの健やかで豊かな人間性を育むよう努めることが期待されます。

(学校等関係機関の役割)

第6条 学校等関係機関は、市と連携して、子どもに関する環境整備に努めるとともに、子どもの将来にわたる生きる力を育むため、主体的な学びと可能性を広げ伸ばす確かな学力、豊かな人間性、心身の健康と体力を身に付けることができるよう必要な取組を行うものとします。

2 学校等関係機関は、子どもの笑顔を育むため、地域住民や学校運営

協議会と連携して、差別、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守り、子どもの安全及び安心を確保するよう努めるものとします。

【解説】

- ◎学校等関係機関の役割について、明らかにしています。
- ◎学校等関係機関では、子どもの健やかな成長のために発達や年齢に応じて必要な環境を整え、基礎的な知識・技能を取得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力「確かな学力」、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康・体力」を身につけ、子どもが自ら生きる力を育むことができるよう教育の充実に努めていくことを表しています。
- ◎差別、虐待、体罰、いじめ等は、深刻な人権侵害で、その心身の成長と人格形成に重大な影響を与えます。学校等関係機関は、地域住民や学校運営協議会と連携して、子どもを守り、子どもの安全及び安心を確保するよう努めることを表しています。

（市民の役割）

- 第7条 市民は、基本理念に沿って、子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- 2 市民は、社会の中で犯罪、虐待、いじめ等から子どもを守り、安全で安心に暮らせるよう努めるものとします。

【解説】

- ◎市民の役割について、明らかにしています。
- ◎市、学校等関係機関、市民及び事業者は、相互に連携・協力して、子ども・子育て支援に取り組むことを掲げた基本理念に沿って、子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めることを表しています。
- ◎社会の中で犯罪、虐待、いじめ等から子どもを守り、安全で安心に暮らせるよう努めることを表しています。

（事業者の役割）

- 第8条 事業者は、基本理念に沿って、子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- 2 事業者は、雇用する労働者が、仕事と子育てとの両立を図ることが

できるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとします。

- ◎事業者の役割について、明らかにしています。
- ◎市、学校等関係機関、市民及び事業者は、相互に連携・協力して、子ども・子育て支援に取り組むことを掲げた基本理念に沿って、子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めることを表しています。
- ◎事業者の役割として、事業者のもとで働く人たちが、仕事と子育てを両立できるような職場環境を整備するよう努めることを表しています。

第2章 基本的な施策等

(子どもの成長に応じた支援)

第9条 市は、子どもが健やかに成長するため、その成長に応じた適切な教育及び支援を切れ目なく受けることができるよう、学校等関係機関と連携して必要な体制の整備を図るとともに、必要な取組を行うものとします。

【解説】

- ◎子どもの成長に応じた支援について明らかにしています。
- ◎子どもへの関わり方については、新生児への関わり方、乳幼児への関わり方、小学生への関わり方、中学・高校生への関わり方は、当然、それぞれ異なるものとなります。また、同年齢でも子どもの成長・発達の早さについてはそれぞれ個人差があることから、子ども一人ひとりの成長・発達の度合いに応じて支援が考えられるべきであることを表しています。
- ◎市は、子ども・子育て支援に関する施策を学校等関係機関と連携しながら、子どもの成長に応じ、切れ目なく取り組むことを表しています。

(相談支援体制の整備)

第10条 市は、子ども・子育て支援の充実を図るため、子どもが抱える悩み等を子ども自身が相談できる体制とともに、保護者が安心して相談することができる体制を整備するものとします。

【解説】

- ◎子どもやその保護者からの相談に対応するための相談支援体制の整備について明らかにしている条文です。
- ◎市が、子どもやその保護者から直接相談できる窓口体制に取り組むこ

とを表しています。子どもの発達や育児などの相談のほか、いじめや不登校など教育に関する相談にも、気軽に利用できる身近な相談窓口や専門的な窓口など、利用しやすい相談体制を整備するとともに、その窓口の周知にも努めます。現在、市教育委員会では、「子どものための相談ダイヤル」を設置。子育て支援センターでは「子育てに関する相談窓口」を設置しています。

(支援及び配慮を必要とする子どもへの取組)

第11条 市は、疾病、障がい等により支援及び配慮を要する子ども及び保護者に対して、必要な取組を実施するものとします。

2 市は、経済的に困難な事情のある家庭の子どもが健やかに成長するための必要な取組を実施するものとします。

【解説】

- ◎支援及び配慮を必要とする子どもへの取組について明らかにしている条文です。
- ◎第1項では、市が、疾病、障がいがあることなど様々な理由により、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもやその保護者に対し、必要な取組を実施することを表しています。
- ◎第2項では、市は、経済的に困難な事情にある家庭の子どもが健やかに成長するための取組を実施することを表しています。

(虐待等の予防及び防止の取組)

第12条 市は、保護者、学校等関係機関、市民及び事業者と連携し、子どもの虐待、いじめ、体罰の予防及び早期発見に努め、一人一人に寄り添った迅速な対応を行うとともに、必要な取組を実施するものとします。

【解説】

- ◎虐待等の予防及び防止の取組について明らかにしている条文です。
- ◎市は、保護者、学校等関係機関、市民及び事業者と連携し、子どもの虐待、いじめ、体罰の予防及び早期発見に努め、一人一人に寄り添った迅速な対応を行うとともに、必要な取組を実施することを表しています。

(不登校及びひきこもりに関する取組)

第13条 市は、保護者、学校等関係機関、市民及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関して必要な取組を実施するとともに、子どもの社会参加の促進等が図られるよう努めるものとします。

【解説】

- ◎不登校及びひきこもりに関する取組について明らかにしている条文です。
- ◎不登校や長期間にわたり自宅や自室にひきこもり、社会的な活動に参加しない子ども等に対して、家庭や関係機関と連携して、子どもにとって最適な環境となるよう、課題の解決を図ることを表しています。

(多様な家庭環境に応じた取組)

第14条 市は、学校等関係機関、市民及び事業者と連携し、ひとり親家庭等の多様な環境に応じて、子どもが健やかに生活し、成長できるよう必要な取組を実施するものとします。

【解説】

- ◎多様な家庭環境に応じた取組について明らかにしている条文です。
- ◎多様なニーズに応じて、関係機関と連携し、子どもが健やかに生活し、成長できるよう必要な取組を実施することを表しています。

(切れ目のない子育ての取組)

第15条 市は、市民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長することができるよう、妊娠、出産及び子育て等の各段階及び状況に応じて、必要な取組を実施するものとします。

【解説】

- ◎切れ目のない子育ての取組について明らかにしている条文です。
- ◎子育ては、結婚、妊娠、出産、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期など、それぞれの時期や進学などのライフステージの変化に応じた問題や悩みがあります。市は、それぞれの問題や悩みに対応するため、相談や情報提供、保健指導等、切れ目のない総合的で継続的な支援を行うことを表しています。

第3章 子どもを大切にしまちづくりの推進

(子どもへの情報提供)

第16条 市、学校等関係機関、市民及び事業者は、自らが行う子どもに関する施策や取組について、子どもが理解を深めることができるよう、わかりやすい情報提供に努めるものとします。

【解説】

- ◎子どもへの情報提供について明らかにしている条文です。
- ◎子どもが自ら考えたり、参加するためには、わかりやすい情報提供が受けられることが大切です。市等が行う子どもに関する施策や取組について、子どもが理解を深めることができるように、適切な対応に努めることを表しています。

(子どもの意見を表す機会の確保と取組への反映)

第17条 市及び学校等関係機関は、子どもが社会の一員として意見等を表す機会を設けるよう努めるとともに、その意見等を子ども・子育て支援に関する取組への反映に努めるものとします。

【解説】

- ◎子どもの意見を表す機会の確保と取組への反映について明らかにしている条文です。
- ◎こどもの権利条約第12条に意見表明権があります。
- ◎市等は、子どもが社会の一員として意見等を表す機会を設けるよう努力し、また、その意見等を子ども・子育て支援に関する取組への反映に努めることを表しています。

(広報及び周知)

第18条 市は、子ども・子育て支援の施策及び取組について、保護者、学校等関係機関、市民及び事業者の関心と理解が深まり、もって連携・協力してその充実を図るため、広報及び周知に努めるものとします。

【解説】

- ◎本条例の推進にあたり、広報と周知に努めることを示している条文です。
- ◎条例の推進にあたっては、社会全体で子どもを育むことの重要性やそれぞれの役割についての共通認識を持ち、理解と関心を深めるなかで、共同して取り組むことが重要となります。
- ◎市は、市民等の理解と関心を深めるため、広報と周知に取り組むこと

を表しています。

第4章 雑則

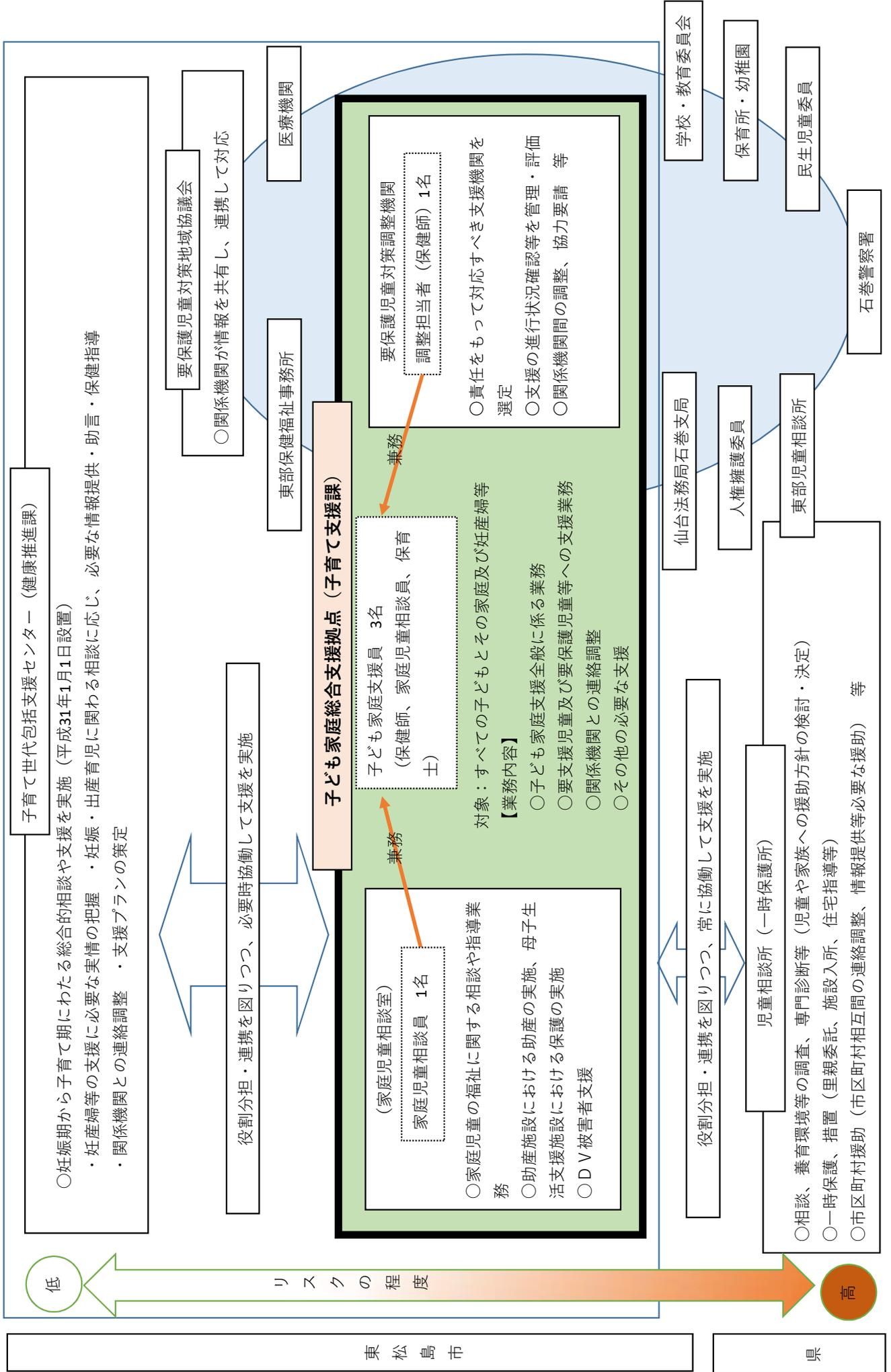
(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとします。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

東松島市子ども家庭総合支援拠点イメージ図



相談種類別相談機関

協議事項②ー3

(◎: 相談窓口、○: 連携先)

相談種類	機関	子育て支援課	健康推進課	教育委員会	児童相談所	警察	備考
保健相談		○	◎				妊娠期より発生する相談、出産直後より発生する相談、子育て期の相談
	子育て相談	○	◎	○			育児・しつけ等相談、ことばの遅れ相談、性格行動相談、適性相談
育成相談	不登校	○	○	◎			学校、幼稚園、保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談
	ひきこもり	○	◎	○			社会的参加(就学、就労、家庭外交遊)を回避し、概ね6か月以上にわたり家庭にとどまり続けている状態の子どもや保護者の相談
	いじめ	○	○	◎			いじめに関する相談
障害相談		○	◎				身体障害、知的障害、精神障害、治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病の相談及び疑いがある段階からの相談
	児童虐待相談	◎	○	○	○	○	身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトに関する相談
養護相談	その他の相談	◎	○	○	○	○	別居・不和、放任、保護者の性格/信条上の問題、その他の家族背景の問題に関する相談
	不良行為相談	○		○	◎	○	飲酒、喫煙、家出、深夜徘徊等刑罰法令に触れず、く犯行為にも該当しない程度の非行に関する相談
非行相談	く犯行為相談	○		○	◎	○	家出、深夜徘徊、不道徳な人との交際、性的逸脱等将来刑罰法に触れる行為を行うおそれがある問題行動に関する相談
	触法行為等相談	○		○	◎	○	刑罰法令に触れるが満14歳未満であるため刑事責任は問われない行為に関する相談
その他の相談		◎	○	○	○	○	上記いずれにも該当しない相談

(子ども家庭支援指針(ガイドライン)参照)

